

2 公営水力発電の新電力等への売電促進について

国は本年4月2日、電力システムに関する改革方針を閣議決定し、2015年から3段階で電力改革を実施するとしている。

しかしながら、9電力会社による地域独占体制の壁は厚く、真に開かれた競争環境がもたらされるか懸念が残る。このような地域独占を打破するためには、新電力（特定規模電気事業者）と地域を越えた電力供給（域外供給）の拡大が望まれる。

東京都では、これまでファンドによる新電力（特定規模電気事業者）の発電事業支援や奥多摩の公営水力への競争入札の実施、都有施設における電力の複数契約（部分供給）の導入など、先駆的な取組を進めてきた。

国においても、法制度の整備にとどまらず、電気事業に実際に競争原理が働く環境を整え、電力供給の安定と消費者の選択の自由を実現すべきである。

なかでも、現在、全国で約240万キロワットの発電能力を有する公営水力発電は、貴重なベース電源であることから、各自治体の主体的な判断により、公営水力発電が、売電に当たって、新電力（特定規模電気事業者）など多様な選択が可能となるような環境整備を速やかに実施されたい。